

1 障害者手帳について

障害のある人は、申請により、障害者手帳の交付を受けることができます。

手帳名称	対象	等級	問合せ先
身体障害者手帳	身体障害のある人	1級（重度）～6級（軽度）	匝瑳市福祉課 Tel:0479-73-0096 Fax:0479-72-1116
療育手帳	知的障害のある人	A（重度）～B（軽度）	
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人	1級（重度）～3級（軽度）	

2 障害福祉サービスについて

障害のある人へのサービスになります。利用には障害程度区分の判定が必要となります（一部除く）

また、サービス内容については令和2年4月現在のものであり、法改正等により、サービス内容や種類が変わる場合があります。

種類	名称	サービス内容	障害支援区分
訪問系サービス	居宅介護 （身体介護・家事援助）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1～区分6
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4～区分6
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3～区分6 *別途要件あり
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	区分・要件なし
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	区分6
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分2～区分6 *別途要件あり
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5～区分6 *別途要件あり
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分なし
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分なし
	就労継続支援 （A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分なし
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄等の介護等を行います。	区分1～区分6
	就労定着支援	一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対して支援を行います。	区分なし
	自主生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言を行います。	区分なし
	居住系サービス	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分3～区分6 *別途要件あり

福祉用具について

障害のある人に対し、次のような福祉用具の購入（修理）費の一部が助成されます。
 障害の種類や等級、年齢などによって制度の利用方法について違いがあります（所得制限あり）

※購入（修理）に係る費用を支払ったあとでは制度の利用ができません。

※介護保険制度対象の人は、介護保険制度が優先され、本制度の利用対象にならない場合があります。

問い合わせ先：匝瑳市福祉課 Tel 0479-73-0096 Fax 0479-72-1116

種類	内容	対象					
		者			児		
		身	知	精	身	知	精
補装具	身体障害者手帳のある人が、障害により失われた部分の機能を助けるために使用するもの	○			○		
日常生活用具	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児の人が、在宅で生活をする上での便宜を図るために使用するもの	○	○	○	○	○	○

・補装具一覧（令和2年4月1日現在）

対象障害	補装具の種類
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、座位保持いす※、起立保持具※、歩行器、歩行補助つえ、頭部保持具※（※は18歳未満の児童が対象）

・日常生活用具一覧（令和2年4月1日現在）

対象障害	補装具の種類
視覚障害	火災警報器、自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用体重計、盲人用体温計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、拡大読書器、ワープロ、点字図書
聴覚障害	火災警報器、自動消火器、屋内信号装置、点字ディスプレイ、通信装置
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器
腎臓機能障害	透析液加温器
ぼうこう機能障害	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
直腸機能障害	
呼吸器機能障害	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機
言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、ファックス
その他	酸素ボンベ運搬車（※）
	福祉電話

※医療保険における在宅酸素療法を行っている身体障害者

手当・年金について

障害のある人に対して、次のような手当や年金の制度があります。
必要な手続きを行うことで、各種手当等を受給することができます。

ただし、手当・年金ともに障害者手帳を持っていても制度の対象とならない場合がありますので
詳しくは下記へ、お問い合わせください。

(1) 福祉手当 次の各種福祉手当があります。

- ※ 所得制限があります。
- ※ 障害者手帳所持であっても認定のために別途診断書が必要な場合があります。

種類	内容	所得制限	対象						問合せ先
			者			児			
			身	知	精	身	知	精	
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。	有				○	○	○	匝瑳市福祉課 Tel:0479-73-0096 Fax:0479-72-1116
重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当	在宅の重度知的障害者（20歳以上）及び6ヶ月以上ねたきりの身体障害者（20歳以上65歳未満）の人または、その人を介護している家族に支給します。	有	○	○					
特別児童扶養手当	家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して特別児童扶養手当が支給されます。	有				○	○	○	
特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。	有	○	○	○				

(2) 障害年金 次の各種年金制度があります。

- ※ 所得制限、保険料納付要件があります。
- ※ 障害者手帳の障害等級と国民年金・厚生年金障害等級では、判断基準が異なります。
障害者手帳所持であっても認定のために別途診断書や病歴状況申立書等が必要です。

種類	内容	所得制限	対象						問合せ先
			者			児			
			身	知	精	身	知	精	
障害基礎年金	国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。 また、20歳未満に初診日があり、20歳以降で同上の障害の状態にあるときに支給されます。	有	○	○	○				佐原年金事務所 （お客様相談室） Tel:0478-54-1442 Fax:0478-54-4411 匝瑳市市民課 Tel:0479-73-0086 Fax:0479-72-1116
障害厚生年金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。	有	○	○	○				佐原年金事務所 （お客様相談室） Tel:0478-54-1442 Fax:0478-54-4411 または勤務先の事業所を 管轄する年金事務所

医療制度について

障害のある人の医療費について、次のような制度があります。

- ・障害者手帳を持っていても制度の対象とならない場合があります。
- ・障害程度、等級、所得制限等の要件があります。
- ・申請手続きの際に別途診断書等が必要になる場合があります。

詳しくは下記へ、お問い合わせください。

種類	内容	所得制限	対象						問合せ先
			者			児			
			身	知	精	身	知	精	
重度心身障害者(児)医療制度	身体障害者手帳1・2級または療育手帳O A~A2または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人に対し、保険診療の自己負担金のうち高額療養費、附加給付金等を除いた金額を助成します。	有	○	○	○	○	○	○	匝瑳市福祉課 Tel:0479-73-0096 Fax:0479-72-1116
自立支援医療(更生医療)	身体障害者手帳をお持ちの人で、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防ぐことが可能な人に対し、医療費の自己負担分を助成します。	有	○						
自立支援医療(精神通院)	精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な人の医療費(薬剤費も含みます)の自己負担分を公費で負担します。	有			○			○	
自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行なう場合の医療費を一部公費負担します。	有				○			

自動車関係の制度について

障害のある人または障害のある人と生計をひとつにする人等に対して、次のような各種制度があります。

- ・障害者手帳を持っていても制度の対象とならない場合があります。
- ・障害程度、等級等の要件があります。

種類	内容	所得制限	対象						問合せ先
			者			児			
			身	知	精	身	知	精	
自動車操作訓練事業	申請により、就労等社会活動参加のために自動車運転免許を取得する費用を助成します。		○	○					匝瑳市福祉課 Tel:0479-73-0096 Fax:0479-72-1116
自動車改造費助成	申請により、所有し運転している自動車の改造費の費用を助成します。		○						
駐車禁止除外指定車標章	申請により、管内の警察署から駐車禁止除外指定車標章が交付されます。		○	○	○	○	○	○	匝瑳警察署 (お住いの地区を管轄する警察署)
自動車税の減免	通学・通勤・通院等社会参加のために利用する自動車について、一定の要件に該当する場合は自動車税と自動車取得税の減免を行います。		○	○	○	○	○	○	・軽自動車 → 匝瑳市税務課 ・普通自動車等 → 県税事務所
有料道路通行料割引	申請により、ご本人もしくは介護者が有料道路を利用する際、割引を受けられます。		○	○		○	○		有料道路ETC割引登録係 Tel:045-477-1233

交通機関の割引について

障害のある人の公共交通機関の制度について、次のような各種制度があります。

交通機関	割引の対象区分		券種	割引率 (%)	対象						問合せ先
					者			児			
					身	知	精	身	知	精	
鉄道 (JR・私鉄各線)	1種	単独 本人、同伴の介護者	普通 片道100km超 普通、定期、回数券、急行券	50	○	○		○	○		匠瑳市福祉課 Tel:0479-73-0096 Fax:0479-72-1116
	2種	単独	普通 片道100km超	50							
	12歳未満の児童の介護者		定期	50							
航空 (指定航空会社国内線)	1種	単独 本人、同伴の介護者	割引運賃は、航空会社または路線によって異なる場合があります		○	○		○	○		
	2種	単独									
市内循環バス	本人、同伴の介護者 (1回の乗車につき)				○	○	○	○	○	○	匠瑳市環境生活課 Tel:0479-73-0088 Fax:0479-72-1116
乗合バス	1種	単独	普通	50	○	○	△	○	○	△	各バス会社
			定期	30							
		本人、同伴の介護者	普通	50							
			定期	30							
	2種	単独	普通	50							
			定期	30							

その他のサービス

サービスの種類によって、対象要件があります。利用希望の人は、必ず問い合わせ先に御連絡下さい。

種類	内容	対象						問合せ先
		者			児			
		身	知	精	身	知	精	
NHK受信料の 減免	申請により、受診料の全額免除または半額免除が受けられます。 (世帯の課税状況、障害程度等の要件あり)	○	○	○	○	○	○	NHKふれあいセンター Tel:0570-077077 Fax:045-522-3044
携帯電話基本 使用料等の割引	本人が契約している携帯電話(NTTドコモ、au、softbank等)の基本使用料 等が、申請により割引されます。	○	○	○				各携帯電話会社
電話番号案内 (104)の 無料提供	NTT東日本が実施している電話番号案内の案内料を無料とするものです。ご 利用には事前に登録が必要です。	○	○	○	○	○	○	NTT東日本
聴覚障害者用防災 行政無線戸別受診 機の貸与	申請により、聴覚障害者のいる世帯に対し、文字で情報をお知らせする、聴覚 障害者用の防災行政無線戸別受診機(音声出力機能あり)を無償貸与します。	○			○			匠瑳市総務課 Tel:0479-73-0084 Fax:0479-72-1114

相談・支援場所

障害者（児）の人からの相談に対し、必要な情報の提供や助言等を行う場所です。
基本的な相談料は無料です。

名称	所在地	電話	Fax
匝瑳市福祉課	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2	0479-73-0096	0479-72-1116
匝瑳市健康管理課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ2408番地1 (匝瑳市保健センター内)	0479-73-1200	0479-73-6223
匝瑳市学校教育課	〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ793番地35 (市民ふれあいセンター内)	0479-73-0094	0479-79-0628
八日市場特別支援学校	〒289-2113 匝瑳市平木930番地1	0479-72-2777	0479-73-6008
飯高特別支援学校	〒289-2173 匝瑳市飯高1692番地	0479-70-5001	0479-70-5123
匝瑳市マザーズホーム	〒289-2146 匝瑳市八日市場ホ2016番地	0479-79-1333	0479-79-1334
匝瑳市就労支援事業所 ほほえみ園	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ2190番地	0479-72-0025	0479-72-0025
(社会福祉法人九十九里ホーム) 聖マーガレットホーム	〒289-2135 匝瑳市高野583番地1	0479-79-1905	0479-79-1906
社会福祉法人ロザリオの聖母会 地域生活支援センター友の家	〒289-2513 旭市野中3820番地15	0479-60-0608	0479-60-0668
中核地域生活支援センター 海匝ネットワーク	〒289-2516 旭市口の838番地	0479-60-2578	0479-60-2579
社会福祉法人ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センター	〒289-2513 旭市野中3846番地	0479-60-0625	0479-60-0688